



# タクシー利用料の助成



## A 80歳以上のかた

対象者	①市内在住で、4月1日現在80歳以上のかた(②の助成を受けているかたを除く) ②①のうち、介護保険の要支援1以上と認定されている住民税非課税世帯に属するかた
助成内容	①基本料金相当額(500円以内)の利用券24枚を交付(年度途中で転入したかたは枚数が異なります) ②①に加え、同利用券を12枚交付(年度途中で新たに②の対象となったかたは、交付枚数が異なります)
申し込み方法	印鑑を持参して直接
その他	4月2日以降に誕生日を迎え、10月1日現在で80歳のかたは、10月1日以降に半年分の利用券12枚を交付。対象者には9月末に申請書を送付します

## B 障がいのあるかた

対象者	身体障害者手帳1・2級、下肢または体幹機能障がい3級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1級所持者(自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免を受けている場合を除く)
助成内容	基本料金相当額(500円以内)の利用券36枚を交付
申し込み方法	印鑑・各手帳を持参して直接

## C リフトタクシー等移送サービス

対象者	市内在住で、介護保険の要介護4・5の認定を受けている、または身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が肢体不自由(上肢および上肢機能障がいを除く)の1・2級のかたで、一般の公共交通機関を利用することが困難なため、特殊車両の利用を必要とするかた(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、療養型病床群の入所者、A・Bの助成を受けているかたを除く)
対象車両	市指定業者のリフトか患者搬送タクシー(車いす、ストレッチャー対応)
助成内容	利用券12枚(1回当たり4,000円以内)を交付
申し込み方法	印鑑、介護保険被保険者証または身体障害者手帳を持参して直接

### 申し込み・問い合わせ先

**A C** 市役所長寿課長寿支援係 TEL.76-8143 **B** 福祉課障がい福祉係 TEL.76-8142  
(土・日曜日、祝・休日を除く午前8時30分～午後5時15分)

## 平成29年度 市税等納期限 納期限までに納めてください。

月	①市・県民税 (普通徴収)	②固定資産税 都市計画税	③軽自動車税	④国民健康保険税 (普通徴収)	⑤介護保険料⑥後期高齢者 医療保険料(普通徴収)
5月		8日(月)全期・1期		納税通知書は 7月上旬送付	納入通知書は 8月上旬送付
6月			5日(月)全期		
7月	5日(水)全期・1期			31日(月)全期・1期	
8月		7日(月)2期		31日(木)2期	25日(金)1期
9月	5日(火)2期				25日(月)2期
10月				2日(月)3期 31日(火)4期	25日(水)3期
11月	6日(月)3期			30日(木)5期	27日(月)4期
12月				25日(月)6期	25日(月)5期
平成30年 1月		10日(水)3期		31日(水)7期	25日(木)6期
2月	5日(月)4期			28日(水)8期	26日(月)7期
3月		5日(月)4期			26日(月)8期
4月				2日(月)9期	

### 問い合わせ先

①～④市役所収納課庶務係 TEL.76-8120 ⑤長寿課介護保険係 TEL.76-8144 ⑥保険医療課高齢者医療係 TEL.76-8153